

八尾市図書館ボランティア活動要綱

(目的)

第1条 図書館事業に興味をもち、図書館に関わる仕事に関心を抱く人たち(団体を除く)に対し、八尾市立八尾図書館、山本図書館、志紀図書館、移動図書館(以下「市立図書館」という。)事業への参加機会を提供すると同時に、図書館事業の活動、運営への補助をとおして参加者同士の交流や生涯学習の促進を図ることを目的とする。

(活動の内容)

第2条 市立図書館の活動、運営への補助作業をボランティア(以下「図書館ボランティア」という。)は次の活動を行う。

- (1) 市立図書館における図書館サービス業務
- (2) 市立図書館における図書館管理業務
- (3) その他八尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要とする活動

2 図書館ボランティアは、必要な活動が発生した場合に市立図書館からの要請により、指定された業務の補助を行う。

(登録の条件)

第3条 図書館ボランティアの条件は次に掲げるものとする。

- (1) 年齢が18歳以上で心身ともに健康な者
- (2) 市立図書館に自力により集合できる者
- (3) 市立図書館の利用登録者
- (4) 図書館事業に興味があり、かつ、図書館ボランティアとして、一定の期間に継続して活動する意思を有する者
- (5) 八尾市暴力団排除条例(八尾市条例第20号)第2条第2号又は第3号で規定する者でない者

(登録手続き)

第4条 図書館ボランティア登録を希望する者は、別紙申込用紙(様式1号)に必要事項を記入し、八尾市教育委員会生涯学習部八尾図書館(以下「八尾図書館」という。)に提出する。

(結果の通知)

第5条 ボランティアの応募があった場合は、速やかに申込書の内容を検討し、その登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

(身分及び待遇)

第6条 選考された者は、図書館ボランティア名簿に登録する。

- 2 活動により生じた事故に起因する傷害に対応するため、教育委員会は損害保険に加入する。
- 3 報酬や交通費は支給しないが、業務に応じて謝礼を支給する。
- 4 謝礼については教育委員会が別に定める。

(登録期間)

第7条 図書館ボランティアの登録期間は申請した年度内とする。ただし、登録した年度を含めて2年を目処に自動更新とする。

(研修)

第8条 新しく図書館ボランティア名簿に登録された者に対し、第1条の目的を達成するために必要な研修を行う。

2 前項に定めるほか、必要に応じ研修を行うことができる。

(登録の取消)

第9条 八尾図書館は、次のいずれかに該当するときは、図書館ボランティアの登録を取り消すこととする。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 第3条に定める条件に該当しなくなったとき。
- (3) 営利を目的とする活動、宗教又は政治活動、その他私的な活動を行ったとき。
- (4) 図書館サービスを円滑かつ適切に提供するうえで、市民の信用を著しく傷つけたり、図書館職員と信頼関係を逸する行為が著しいと八尾図書館長が判断したとき。
- (5) その他、教育委員会が図書館事業を安全・円滑に行うにおいて不適切であると八尾図書館長が判断したとき。

(秘密保持)

第10条 登録者は、図書館ボランティアの活動において知り得た情報等について、他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。これは、図書館ボランティア登録期間を終了した後においても同様とする。

(庶務)

第11条 図書館ボランティアの活動に関する事務は、八尾図書館が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、八尾図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26月10月1日から施行する。